

## 第9回 壬生町農業委員会総会議事録

令和3年3月19日（金）【午前9時30分開会】

1. 開催日時 令和3年3月19日（金）午前9時30分から午前10時40分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 5番 篠原 正明  
委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男  
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員  
感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。
5. 議事日程  
開 会  
議事録署名委員の指名  
会議書記の指名  
日程第1 会務報告について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について  
日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について  
日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について  
日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他 (農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について)  
(事務連絡)  
閉 会
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神 尚、局長補佐兼庶務係長 岡 洋子
7. 会議の概要  
令和3年3月19日（金）【午前9時30分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第9回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。  
定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
- 会長 おはようございます。本日は総会后新庁舎建設に関する説明会がございますのでスムーズに総会が進めばいいと思っています。皆さんよろしく申し上げます。それでは、総会を始めたいと思います。
- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。
- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、6番 高橋宏治 委員、7番 琴寄成人 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。
- 局長 記載のとおり報告  
会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
- ・2月22日(月) 農業次世代人材投資事業サポートチームによる訪問指導が \_\_\_\_\_氏ほ場及び \_\_\_\_\_氏ほ場において行われ、\_\_\_\_氏のサポートとして小島高雄推進委員が、また、 \_\_\_\_\_氏のサポートとして星川旭推進委員が出席されました。  
12月に同様にサポートチーム訪問指導の報告の際、資料または説明等があればというお話がありました。お手元に今回の訪問指導の資料を農政課より配布させていただきました。農業次世代人材投資事業の補助金を受けている就農者に対するサポートということで、構成員・役割・サポート期間等が記載されておりますので、参考にしていただければと思います。
  - ・2月26日(金) 壬生町農業再生協議会総会が正庁において開催され、大橋好一農業委員、鈴木進吉推進委員(認定農業者協議会会長)が出席されました。
  - ・2月26日(金) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席されました。

- ・ 3月12日（金）壬生町農業振興地域振興整備促進協議会が正庁において開催され、梁島源智会長・篠原原正明職務代理、鈴木進吉推進委員（認定農業者協議会会長）が出席されました。
- ・ 3月12日（金）壬生町「人・農地プラン」検討会が、正庁において開催され、梁島源智会長・清水利通農業委員（営農集団連絡協議会）、鈴木進吉推進委員（壬生町認定農業者協議会）、事務局より私と、農政課より東川仁美係長・川又智裕主事が出席いたしました。
- ・ 3月15日（月）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室及び現地において開催され、大橋好一農業委員・高橋敏男農業委員・大関孝男農業委員、事務局より宇賀神 尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。3/5（金）締切りの時点で、6件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 9 畝  
 譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 8 0 畝 借受地 9 6 畝

（土地の表示）

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 9 9 5 ㎡  
 売買による所有権移転 稼動 1 人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 1 2 5 畝 貸付地 3 2 畝  
 譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 1 1 1 畝 借受地 1 1 0 畝

（土地の表示）

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 6 6 1 ㎡  
 売買による所有権移転 稼動 4 人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 14畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 0.3畝 借受地 54畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1464㎡  
売買による所有権移転 10畝 \_\_\_\_\_ 円 稼動2人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 25畝 借受地 11畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 0.3畝 借受地 54畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 690㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_ 円 稼動2人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 63畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 306畝 借受地 67畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 952㎡  
壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 3051㎡  
壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 1352㎡  
壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 995㎡  
合 計 6350㎡  
売買による所有権移転 10畝 \_\_\_\_\_ 円  
\_\_\_\_\_ のみ10畝 \_\_\_\_\_ 円

稼動3人

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ 自作地 7畝  
譲受人 \_\_\_\_\_ 自作地 72畝 貸付地 19畝

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 265㎡  
壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 496㎡  
合 計 761㎡

売買による所有権移転 10畝 \_\_\_\_\_ 円 稼動1人

・・・なお、第1項から第6項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも

要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

○議長　それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　9番　早乙女　誠　委員

●9番　早乙女　誠　委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る3月12日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、大関孝男農業委員、星川旭農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。現地は、本案件の前から \_\_\_\_\_ さんが耕作している農地になっています。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

なお、売買価格については、所有者が \_\_\_\_\_ に居住しており、遠方からの管理は容易ではないため、安価でもいいので買い受けてほしいとの話し合いで \_\_\_\_\_ 円となったとのことです。

○議長　ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　4番　大関孝男　委員

●4番　大関孝男　委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項の案件について、去る3月14日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと篠原正明職務代理、臼井正敏農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周

辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

審議の前に、今回現地確認前に、\_\_\_\_氏の借受地54㎡を見てまいりました。干瓢等を耕作した跡があり、農業者であることを確認してきました。

第3項の案件について、去る3月14日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、高橋宏治農業委員、鈴木進吉農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。なお、この土地は\_\_\_\_氏が以前より借りていた土地です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 大橋好一 委員  
\_\_\_\_氏は、職業は何ですか。

●局長 \_\_\_\_\_氏は現在、\_\_\_\_の圃場整備の排水溝の関係、また、\_\_\_\_の\_\_\_\_という会社で太陽光の会社をやられているとのことですが、太陽光は

以前より需要が少なく、依頼があれば請けおうとのこと。ここ2～3年はご実家に住んでいて、干瓢を出荷しているとのこと。出荷に関しては、農政課を通じ出席伝票の確認も取れています。

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

- 議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る3月14日に 譲受人 \_\_\_\_\_ 氏、立会いのもと、高橋宏治農業委員、鈴木進吉農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。この土地も以前から \_\_\_\_\_ 氏が借りている土地です。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄成人 委員

●7番 琴寄成人 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

報告の前ですが、\_\_\_\_\_の土地については、公図と現況があまりにも差がありますので、譲受人と相談した結果、面積がおおよそ995㎡なので、公図ではなくて現況で受け渡しをするということで確認を取ってきました。

それでは報告いたします。第5項の案件について、去る3月14日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、清水利通農業委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。

なお、本案件には、\_\_\_\_\_委員が後見人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 それでは改めまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関孝男 委員



●4番 大関孝男 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

第6項の案件について、去る3月14日に譲受人 \_\_\_\_\_ 氏 立会いのもと、琴寄成人農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書4ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。3/5(金)締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 409.36㎡

シイタケ菌床製造施設を目的とした転用 贈与による所有権の移転

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 2 8 8 2 m<sup>2</sup>

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 3 3 9 3 m<sup>2</sup>

合 計 6 2 7 5 m<sup>2</sup>

庁舎駐車を目的とした売買による所有権移転

### 第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 9 9 8 m<sup>2</sup>

健康増進施設敷地を目的とした売買による所有権移転

### 第4項

賃貸人 \_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 1 5 6 6 m<sup>2</sup>

園芸用土採取を目的とした1年間の賃借権の設定

※第1項について補足します。

この案件につきましては、昨年7月の農業委員会総会でご報告いたしました、無断転用の追認許可申請であります。譲渡人と譲受人は親子であり、\_\_\_\_\_の \_\_\_\_\_氏（\_\_\_\_\_氏の夫、\_\_\_\_\_氏の父）が、約5年前に、現況が田んぼとなっている農地に許可なく椎茸の菌床を栽培するハウスを建ててしまい、施設の内容から、転用許可が必要な建物であり、無断転用の状況となっております。事後申請になりますが、農地法5条の許可を得ることを指導しており、分筆等が完了し、許可申請の準備が整ったことから、今回の申請に至っております。

以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 2番 大橋好一 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

### ● 2番 大橋好一 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、3月15日（月）、私と 高橋 敏男 委員、大関 孝男 委員、

大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_から北東に約200mに位置する農地で、農地区分は第1種農地となります。

事業計画書によると、譲受人は菌床椎茸栽培を行っております。事業を長く継続していくために、収益性の向上が必須であり、50%強のコスト低減が可能となる、菌床の自家製造を行うため、作業工程をこなすスペースや資材置場を備えた施設が必要となっています。申請地は譲受人の母が所有する土地であり、自宅に地続きであること、大型トラックが往来できる町道に接していることから、適正地として選定したとのことです。給排水はなく、雨水は敷地内自然浸透処理となります。

事業資金 \_\_\_\_\_万円については自己資金で対応しております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外である農業用施設を目的とした転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件については、\_\_\_\_\_委員が譲渡人となっており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり \_\_\_\_\_委員には退席をお願いします。

(\_\_\_\_委員退席)

副委員長から、現地調査の結果をお願いします。

●3番 高橋敏男 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の西側に位置する農地で、農地区分は第2種農地となります。

事業計画書によると、譲受人である\_\_\_\_\_では旧総合運動場 CD グラウンドに新庁舎を建設しており、敷地内に駐車場も整備しておりますが、職員の駐車スペースや災害対策等の活動場所として第2駐車場の整備が必要となっております。新庁舎に近いことが不可欠であり、駐車場として十分な面積が必要であることから、条件に合致した申請地を最適地として選定し、今回の申請に至っております。給排水はなく、雨水は地下に浸透槽を設けて処理する予定です。

事業資金 \_\_\_\_\_円については町の予算措置がなされております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある非代替性も確認できるため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。

本案件については、3月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

\_\_\_\_\_委員は席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋好一 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_の北西側に位置する農地で、農地区分は第3種農地となります。

事業計画書によると、譲受人は申請地の道路向かいで\_\_\_\_\_を経営してい

ますが、高齢化が進む現代において、生活習慣病の予防・改善、また、引きこもりや閉じこもりを防ぎ、高齢者が心身ともに健康でいられるよう、運動指導等の健康教室を行いたいとのことで、今回、施設建設のための転用許可申請に至っております。土地選定については、\_\_\_\_\_に近接しており、十分な面積を確保できる申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は町下水道に接続、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。事業資金約\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 大橋好一 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約600メートルに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネットを施します。最大1.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、\_\_\_\_市内の\_\_\_\_、\_\_\_\_に出荷する予定で、埋戻しの用土は\_\_\_\_市の\_\_\_\_から調達予定であります。

なお、転用実績については、前々回地は農地への復元が完了し、前回地も埋戻しが過半以上済んでいる状況です。

隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類も添付

されており、事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当します。現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることに付いて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、ご説明いたします。

3/5(金)締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_

(土地の表示：\_\_\_\_\_)

壬生町大字 _____	畑	2 4 4 7 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	3 2 9 9 m <sup>2</sup>

(土地の表示： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_)

壬生町大字 _____	畑	2 3 6 9 m <sup>2</sup>
	合 計	8 1 1 5 m <sup>2</sup>

園芸用土採取及び表土置場

賃借権の設定

許可日 当 初 令和2年3月27日付、壬農委指令第5-151号

(許可期間：令和2年3月27日～令和3年3月26日)

許可期間延長 令和4年3月26日まで

## 第2項

賃貸人 \_\_\_\_\_

賃借人 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_

(土地の表示)

壬生町大字 _____	畑	1 9 8 0 m <sup>2</sup>
壬生町大字 _____	畑	3 1 1 6 m <sup>2</sup>
	合 計	5 0 9 6 m <sup>2</sup>

許可日

当 初 令和2年3月2日付、壬農委指令第5-150号

(許可期間：令和2年3月2日～令和3年3月1日)

第1回 令和2年11月20日付、壬農委指令第51号 掘削深度の変更

(許可期間：令和2年11月20日～令和3年3月1日)

園芸用土採取賃借権の設定

許可期間延長 令和4年3月1日まで

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る3月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 大橋好一 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

### ●2番 大橋好一 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ3月15日(月)に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は \_\_\_\_\_ から北に約500メートルに位置し、農地区分は第2種農地となります。

令和2年3月27日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。

理由書によると、採取した赤玉土・鹿沼土の品質が想定よりも悪く、計画通りに採掘が進まず、埋戻し作業を許可期間内に完了することが困難な状況であることから、1年間の期間延長を申請したいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 大橋好一 委員

●2番 大橋好一 委員 (2.項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_から南東に約300メートルに位置し、農振農用地に該当します。

令和2年3月2日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受け、令和2年11月24日付で掘削深度変更のため事業計画変更の許可を受けております。理由書によると、掘削の深さを変更したことにより、埋戻し作業を許可期間内に完了することが困難な状況であることから、1年間の期間延長を申請したいということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。



- 5番 篠原正明 委員  
掘削については、完了しているのですか。
- 議長 現況を説明してください。
- 事務局 宇賀神農地調整係長  
掘削は作業が完了しています。事業計画は10mで出ていまして、埋め戻しの許可申請の書類を見ますと、9.5mとなっています。以前に関東ローム層まで掘削した例があり、今回許可したのですけれど、安全性の面から、今後 同様の申請があった時に許可していいものかというところがあります。
- 議長 防護柵等はどうでしたか。
- 2番 大橋好一 委員  
ありますが、触れば動いてしまう簡単な物でした。落ちたら発見もされず、かなり危険な状態だと思います。
- 7番 琴寄成人 委員  
保安角度はどうですか。
- 2番 大橋好一 委員  
直掘りまでいかないが、かなり急な角度です。
- 8番 清水利通 委員  
それだけ深く掘る場合には、保安角度は、一気に下までではなく段階を付けるようになっていませんか？
- 事務局 宇賀神農地調整係長  
中間地点を設けることになっています。
- 2番 大橋好一 委員  
出口付近はそうになっている。上がるため。他は直掘りに近い。危険な部分はある。
- 事務局 宇賀神農地調整係長  
深さの制限を設けた方がいいのか。設けたときに町の条例等ではなく、あくまで農業委員会の指導基準ということで強制力があるのかを調べまして、規制をする方向で進めたいと思います。
- 議長 県等にも指導を仰いでください。

○議長　それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第3号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長　次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

なお、本案件には、利用権設定の(再設定・使用貸借権)に\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案が含まれており、農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり退席することとなります。それでは改めまして、事務局より説明をいたさせます。

●事務局　記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について

議案書7～12ページのとおり、21件・81筆・面積合計が95,663.00㎡となっております。

次に利用権の新規、使用貸借権分について

議案書13、14ページのとおり、9件・27筆・面積合計が26,019.60㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について

議案書15ページのとおり、8件・13筆・面積合計が27,828㎡となっております。

利用権の再設定、使用貸借権分についてご説明いたします。

議案書16ページのとおり、1件・1筆・面積合計が1,041㎡となっております。

利用権の再設定、解除条件付賃借権分についてご説明します。  
議案書17ページのとおり、4件・9筆・面積合計が7,788㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は  
挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地  
利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、\_\_\_\_\_委員に退席をお願いします。

(\_\_\_\_\_委員 退席)

○議長 先程、事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について質疑に入ります。発言のある方は挙  
手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地  
利用集積計画の件について」の内、\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」の内、  
\_\_\_\_\_委員が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

\_\_\_\_\_委員は、席にお戻りください。

(\_\_\_\_\_委員 着席)

---

○議長 次に、日程第6 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の18ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 篠原正明 委員（1項案件について報告）

第1項案件について、2月24日、願出人の \_\_\_\_\_ 氏 立ち会いのもと木野内佳代子推進委員と現地調査をいたしました。\_\_\_\_\_については約22年間山林、\_\_\_\_\_及び\_\_\_\_\_については、49年間工場敷地として利用していることをそれぞれ確認しました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川正己 委員（2項案件について結果報告）

第2項案件について、去る3月3日、土地家屋調査士の \_\_\_\_\_ さんとともに、昭和43年頃から、建物（倉庫）が建っていることを確認しました。清水推進委員に関しては、都合のため、別日に確認していただきました。以上ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお

願います。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の19ページの3件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第8の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の20ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、  
事務局より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の21ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長 次に、その他で、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を事務局から説明します。

●事務局 岡局長補佐

令和元年12月11付元会議所発第540号で、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、毎年度1回以上決議するよう依頼がありました。決議文は別添となっております。

別添「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を皆で朗読

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも

多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

## 記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 3 年 3 月 1 9 日

壬生町農業委員会

(※総会后、農地利用最適化推進委員も決議を行った)

○議長 以上のとおり決議します。

●事務局 岡局長補佐

### 事務連絡

- ・令和 2 年度全国農業新聞全国表彰  
普及拡張特別優秀農業委員会  
農家戸数対比普及率の部 全国第 7 位  
情報活動特別功労賞  
第 3 位 梁島源智会長 (8 2 部)  
第 8 位 篠原正明職務代理 (3 6 部)
- ・令和 3 年度情報提供活動推進会議 ⇒ 中止
- ・令和 2 年度全国農業新聞普及推進記念品

5部以上新規獲得した委員に記念品を贈呈

・農地の幹旋について

対象地： _____	田	3, 576㎡
_____	田	2, 105㎡
_____	田	995㎡

・活動記録簿 ⇒ 早めの提出を依頼

・11時より「壬生町新庁舎」についての説明会

・農地利用最適化交付金の成果報酬分の支給について

改選前からの委員⇒130,560円

改選後からの委員⇒87,040円

・人 農地プランについて

・農業者年金協力委員報酬について

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

---

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。他に、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第9回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

【午前10時40分閉会】



議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_